

## 関西生コン事件・第4回検証シンポジウム

# 「あいつぐ無罪判決の意義を考える」

今年3月6日、大阪高裁が和歌山広域協組事件で逆転無罪判決を出し、その1週間後にはタヨー生コン事件でも一審無罪判決を維持する判決を出した。そして、検察がいずれについても上告を断念したことで、無罪判決は2件とも確定。生コン業界と警察・検察が仕組んだ組合つぶしの構図の破たんが見えてきた。

### ●産業別労組の労働基本権保障に明快な判断

和歌山事件の高裁判決は画期的だ。これまでの大阪ストライキ事件判決などは、「直接の労使関係がない事業者に対する団体行動については許容される範囲に自ずと限界がある」などとして、産業別労働組合の団体行動権を実質的に否定するに等しい判断で有罪の結論を導いてきた。

だが、今回の高裁判決は「これは労働組合の団結権保障の趣旨や、関生支部が産業別労働組合であることを正解しない不合理な認定判断」だと批判。「業界企業の経営者・使用者あるいはその団体と労働関係上の当事者に当たるといふべきだから、憲法28条の団結権等の保障を受け」との明快な判断を示した。これが高裁判決として確定した意義は大きい。

### ●不法行為を助長する大津地裁判決

他方で、今年3月のコンプライアンス第1事件（大津地裁）では信じがたい重罰判決が出された。コンプライアンス活動は、労働者や市民の安全や環境を脅かす建設現場の法令違反をチェックする活動や、生コンの安売りを規制する産業政策活動。国際労働運動では当たり前の活動だ。この活動を企業に対する反社会勢力のいやがらせに見立てたのが警察・検察。その筋書きを鵜呑みにした一審判決は、企業の不正を助長するに等しいものだ。

### ●反撃の道筋を探る

無罪判決があいつぐ一方で、労働組合の活動を犯罪視する判決。関生支部という労働組合の活動についての判断がなぜこれほど両極端に分かれてくるのか。刑事裁判に鑑定意見書を執筆した労働法学者の方々を招いて、その問題点を検証するとともに無罪判決をこれからの反撃に生かす道筋を探る。第4回検証シンポジウムにご参加ください。

主催 関西生コンを支援する会

日時 6月10日(土) 13:30~16:30 (受付13:00)

会場 田町交通ビル5階大会議室 東京都港区芝浦3-2-22

JR 田町駅東口下車5分、都営浅草線三田駅下車7分

報告 吉田美喜夫 (立命館大学名誉教授)

「労使関係像の転換でなにが問われているか」

パネル討論 パネリスト 古川陽二 (大東文化大学名誉教授) / 榊原嘉明 (名古屋経済大学教授) / 藤木貴史 (法政大学准教授)

コーディネーター 海渡雄一 (弁護士、支援する会共同代表)

資料代 500円 (YouTube 配信を予定)